

計画策定の目的

亀山市の人口は現在約5万人で、2000（平成12）年から2010（平成22）年の10年間で約10%の人口増加が図られています。

この人口増加の要因は、交通の要衝としての地域特性を活かした企業立地が工業団地内に10年間で11社と非常に多かったことや子育てにやさしいまちとして中学生までの医療費無料化を早くより実施したこと、さらには全国トップレベルの特別支援教育を実施するなど子育て支援施策を積極的に展開したことから、職住近接で子育て支援の充実が定住の地として選ばれた結果です。

亀山市はこれまでも交通の要衝としての優位性を活かし、積極的な企業立地を促進し都市の基盤強化を図る一方で、近隣市において働かれている人の住宅地の確保を図るための住宅団地の整備を促進し、都市の拡大を図ってきました。

しかし、近年は、企業立地による市内従業者数の増加が図られる一方で、市内で働かれる人の多くは市外に居住地を確保されるケースが増加しているとともに、小売業の販売額も増加していないなど、企業立地の促進が本市の基礎をなす人口増加やにぎわいの確保につながらない状況が出ています。また、一部の人口増加傾向は北東部地域に集中し、都市の発展の中心的な役割を担う市街地では人口や商店の減少等が進行している傾向にあります。

市民や将来を担う子供たちのために、本市の特徴を活かした持続可能な都市を継承していかなければならず、そのためには内陸工業都市としての企業立地を促進することで働く場を拡大すると同時に、これら働く場の拡大を都市の活性化につなげる事が急務であります。

そこで、現在本市が抱える都市の空洞化や公共交通の利用者数減少、都市の活力低下、財政力の低下等の課題を改善し、都市基盤や生活サービス機能等が整っている既成市街地への都市機能及び居住の誘導等により効率的・効果的な投資を行うことで、企業立地の促進と都市の活性化を一体的に推進し、本市の『都市力』を向上させるため、2014（平成26）年の都市再生特別措置法の改正により、市町村が策定することが可能となった住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するものです。

【本計画における『都市力』とは】

本計画において目標としている「『都市力』の向上」について、本市における『都市力』の定義は以下のとおりとします。

- ◇企業活動が活発である
- ◇都市の価値が高く、魅力がある
- ◇子育て世代にとって利便性が高く、暮らしやすい
- ◇地域においてコミュニティが構築されている
- ◇持続的な財源が確保されている
- ◇市民も都市も健康で安全である